

9月は同和問題啓発強調月間

県および市町では、9月を「同和問題啓発強調月間」と定め、集中的に啓発事業を実施しています。

愛荘町では、啓発物品の配布による街頭啓発や立て看板、横断幕、のぼり旗を設置し、同和問題への取り組みを呼びかけます。この機会に同和問題についての理解を深め、差別の解消に向けてできることから始めましょう。

また、滋賀県では人権啓発イベントとして、「じんけんミニフェスタ」が開催されます。



のぼり旗による啓発



啓発物品の配布による街頭啓発

● 第1回 ●

日時：9月2日(土) 11時から16時まで
場所：イオンモール草津 セントラルコート

● 第2回 ●

日時：9月16日(土) 11時から16時まで
場所：ランチ大津京 さんかく広場

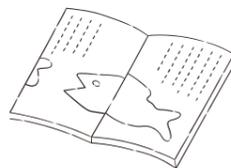
● 第3回 ●

日時：10月28日(土) 10時から15時まで
場所：びわこ文化公園 わんぱく原っぱ

同和問題の解決に向けた取組から得た財産

教科書の無償化

現在、小中学校の教科書は無償ですが、はじめから無償だったわけではありません。戦後も差別や貧困のため、長期欠席や不就学が多かった高知県のある同和地区で昭和36年(1961年)に起こった「教科書を無償にする運動」が、憲法第26条(義務教育は無償とする)を具現化する運動に発展して全国に広がり、昭和44年(1969年)には小中学校教科書の無償化が全学年で実現しました。



統一応募用紙

就職の際の応募用紙(社用紙)には、「本籍地」「家族関係」などの記入欄がありました。しかし、就職差別につながる恐れがあるため、応募用紙を改正する動きが広まり、昭和48年(1973年)に、当時の労働省・文部省・全国高等学校長協会の協議により「全国高等学校統一応募用紙」が制定され、昭和49年(1974年)からは一般の採用選考に使うJIS規格の履歴書も改められました。



高齢者お元気予報 (第15回)

～「明るく・楽しく 介護予防」地域包括支援センター便り～

あなたの集落で健康づくり始めませんか？

今や滋賀県の平均寿命は、都道府県別で男性が1位(82.73歳)、女性が2位(88.26歳)となっています。その要因として、生活環境の面で失業者が少ない、労働時間が短い、単身高齢者が少ないなどがあり、さらに生活習慣面では喫煙者が少ない、多量飲酒をする人が少ない、ボランティアをする人が多いなどが理由のようです。

県では健康づくりに関する取組を積極的に行っている取組事例を発掘し、県民に情報発信する「健康寿命延伸プロジェクト」を実施しており、愛荘町もこれに参画するひとつとして、高齢者対象の「健康元気もりもり教室」を開催しています。

この教室は、平成29年から続く町の名物事業として、平日にいきいきセンターもしくは愛の郷で開催しており、ヨガ等の健康体操に毎日20人以上の方が良い汗を流しておられます。(現在、登録制で開催しています。)



▲ 松尾寺南地域での取組もスタート

国のスポーツ庁にも先進事例として紹介されている取組ですが、最終的には集落での積極的な開催に移行していくことを目的としています。町が目指す『誰も取り残されない。みんなが主役の社会へ』をテーマとした『地域共生社会』の実現に向けて、集落の「地域力」の中での取組を応援しています。

松尾寺南地域でも積極的な取組が始まりました。体操を指導できるスポーツリーダーの派遣もありますので、地域包括支援センターへお気軽にご相談ください！



☎ 地域包括支援センター(愛知川庁舎) ☎0749-42-4690

みんなのこくほ

国民健康保険の加入・喪失手続きについて



● 国民健康保険の加入手続き

【勤務先等の健康保険→国民健康保険】

退職した時、扶養家族からはずれた時、健康保険の任意継続が終了した時等は、国民健康保険加入の手続きが必要です。下記の持ち物をお持ちのうえ、役場愛知川庁舎 住民課もしくは秦荘庁舎 秦荘サービス室にてお手続きをお願いします。

持ち物

- ① 退職証明書、離職票、健康保険資格喪失証明書、雇用保険受給資格者証の内いずれか1点
※ 被扶養者がおられた場合は、被扶養者でなくなった日のわかる証明書も必要です。

● 国民健康保険の喪失手続き

【国民健康保険→勤務先等の健康保険】

就職した時、扶養家族になった時等は、国民健康保険喪失の手続きが必要です。下記の持ち物をお持ちのうえ、役場愛知川庁舎 住民課もしくは、秦荘庁舎 秦荘サービス室にてお手続きをお願いします。

持ち物

- ① 新しく加入した健康保険の保険証 または健康保険取得証明書
- ② 国民健康保険の被保険者証(返却)

※ 加入および喪失手続きにおいて、別世帯の方が手続きされる場合は委任状と窓口に来られる方の本人確認できるもの(運転免許証など)が必要となります。

※ 喪失手続きをせずに国民健康保険の被保険者証を使用された場合は、医療費を返還いただくことになります。

☎ 住民課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7692